

12月より

# 病児保育室「こあら」が開設

お子様をご自宅で看病できないときにご利用ください

## ■病児・病後児保育とは？

子育てと就労の両立支援の一環として、お子様が病気などで他の子どもさんとの集団生活が困難な時期に、ご家庭の都合（お仕事、急用、冠婚葬祭など）で、自宅で看病できないとき、保護者の方にかわって専用施設で一時的にお預かりする事業です。

## ■対象児童

三好市に住所を有する児童または、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設

もしくは小学校に通っている満1歳～小学校3年生までのお子様

で、対象疾患に罹患し当面症状の急な悪化は認められない場合もしくは回復期にあるが、他の児童との集団生活が困難な児童。

## ■対象疾患

感冒・消化不良症（感染性胃腸炎）等、乳幼児が日常罹患する疾患や感染性疾患（風疹・水ぼうそうなど）、喘息などの慢性疾患および骨折等の外傷性疾患など。ただし、はしか・RSウイルスはご利用いただけません。

## ■開設時間

□月曜日から金曜日  
8時30分～17時30分（延長保育はありません。時間厳守）  
土・日・祝日および12月29日から翌1月3日はお休みです。

## ■定員

□1日につき3名まで  
3名を超えるお申し込みは受け付けられませんのでご了承ください。ただし、個々の病状により3名以下でもお断りする場合があります。

## ■利用料金

□日額 2000円（生活保護世帯・非課税世帯は、免除、均等割課税のみ世帯およびひとり親家庭等は半額）  
※その他、必要に応じて実費徴収があります。

□日額の利用料およびその他の実費については、ご利用当日、直接病児保育室にてお支払いください。

□普通食の食べられるお子さまについては、予約時にお弁当（500円）を注文することも



## 申し込み手続きの手順

### ①利用登録

#### □事前登録が必要です

「病児・病後児保育事業利用登録申請書」に必要事項を記入し、子育て支援課に提出してください。

登録申請書は、各総合支所・市内各保育所・認定こども園・三好市教育委員会および子育て支援課窓口を用意してあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

#### □登録に必要な物

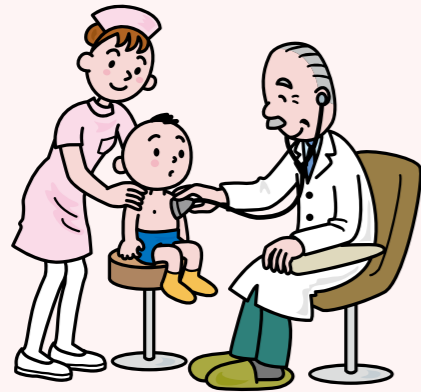
母子手帳、印鑑など。

なお、4月から8月までの登録の方については、平成27年の1月1日に三好市に住所を有していない場合は、前住地の市町村民税課税証明書を添付してください。保育所入所などの申請に提出する場合は、写しでも可です。

登録は毎年4月から翌年3月末までが有効です。年度ごとの登録が必要です。

### ②発病

かかりつけの医療機関を受診し、医師から証明（診療情報提供書）をもらってください。



### ③利用予約

利用前日の8時30分から16時の間に、子育て支援課までお申し込みください。

#### □申込方法

子育て支援課窓口へお越しいただくか、事前に登録されている場合は、お電話での予約（子育て支援課 ☎ 72-7648）が可能です。また、当日のキャンセルは、健生西部診療所（☎ 78-2292）に8時30分から9時までに連絡してください。

### ④利用当日

利用申請書、連絡票に記入していただきます。事前に記入して持参いただくと当日スムーズに入室できます。

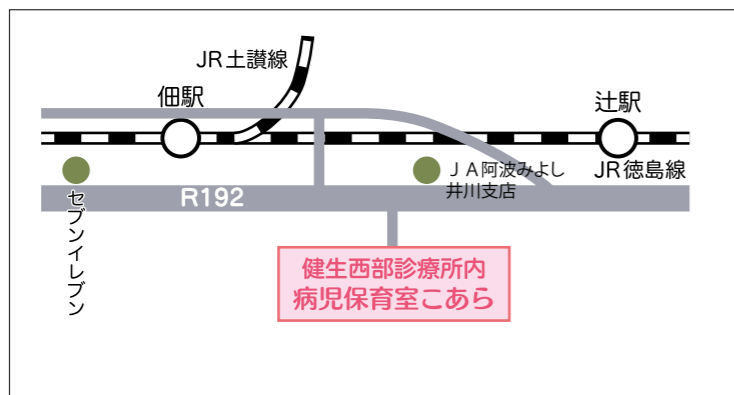
#### 持ってくるもの

- 診療情報提供書
  - 保険証
  - 子どもはぐくみ医療費受給者証
  - 印鑑
  - 弁当（持参の場合）
  - おやつ
  - 飲み物
  - 着替え一式
  - ビニール袋（汚れ物を入れる）
  - おむつ（おしり拭き）
  - 食事用エプロン
  - 手拭き口拭きタオル（2～3枚）
  - くすり
- ※ 持ち物には必ず名前を記入してください。  
※ 食物アレルギーがあるお子さまは、お弁当とおやつを持参してください。

### 【設置場所】

三好市井川町吉岡127・2  
健生西部診療所内  
病児保育室「こあら」

できます。利用申込時に別途、お問い合わせください。



### 【お問い合わせ先】

三好市役所子育て支援課  
電話 72・7648